入札・契約制度の改正について

本市の入札・契約制度については、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の趣旨、本市入札適正化委員会からの意見を踏まえ、入札・契約事務の透明性、競争性の促進及び不正行為の排除の徹底を図るなど、必要な見直しを行ってきました。

引続き、入札・契約制度の適正化を図るとともに、地元建設業の振興と地域経済の活性化に配慮し、次のとおり平成25年4月1日から改正するものです。

記

1 格付を行う業種及び等級について 格付を行う業種を次のとおりとします。

業種	平成25年度の等級	現行の等級
土木一式工事	A級・B級・C級	A級・B級・C級
建築一式工事	A級・B級	A級・B級・C級
電気工事	廃止	A級・B級
管工事	廃止	A級・B級

[※]上記以外の業種については、格付を実施していません。

等級を次のとおりとします。

業種	等級	総合点数
土木一式工事	A	8 5 0 点以上
	В	849~680点
	С	680点未満
建築一式工事	A	8 5 0 点以上
	В	850点未満

[※]総合点数は、総合評定値(P)と主観点数の合算により算出しますが、主 観点数のうち、ISO認証取得については、経営事項審査の評価項目とな ったことから削除します。

総合点数=総合評定値(P)+主観点数(工事成績評定+障害者雇用)

2 発注基準について

発注基準を次のとおりとします。

種別	等級	発注基準金額	
土木一式工事	A	700万円以上	
	В	300万円以上 2,500万円未満	
	С	1,000万円未満	
建築一式工事	A	500万円以上	
	В	3,000万円未満	